

千葉市在宅重度心身障害者おむつ給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は在宅の重度心身障害者に対し、おむつの給付を行うことにより、本人及び介護に当たっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度心身障害者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、ねたきりで失禁状態にある者。ただし、65歳以上の者については、次項に定める者に限る。
 - (2) 等級表の障害区分が肢体不自由で1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、千葉市療育手帳制度実施要綱（平成4年4月1日施行）による療育手帳の交付を受けた3歳以上の者。ただし、脳性麻痺等による脳原性運動機能障害がある者及びこれと類似する知的発達障害をあわせもつ者は、療育手帳の所持を必要としない。
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定により本市の支給決定を受けている18歳以上の者で、ねたきりで失禁状態にある者。ただし、65歳以上の者については、次項に定める者に限る。
- 2 前項第1号又は第3号に掲げる者のうち、65歳以上の者については、次の各号の一に該当する者に限る。
- (1) 65歳到達前から当該給付を受給していた者。
 - (2) 千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業（以下「高齢者おむつ給付事業」という。）によるおむつ給付等を受けていた者で、別に定める要件を満たすもの。

(対象者)

第3条 おむつの給付を受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ本市区域内の居宅において介護されている重度心身障害者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人及び扶養義務者であって本人の生計を維持するものの前年所得が、その者の扶養親族の有無及び数に応じて特別障害者手当の所得制限の限度額（本人においては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第7条に定める額。扶養義務

者においては、令第2条第2項に定める額。)以下の者。

(2) 医療機関に入院又は社会福祉施設に入所していない者。

(3) 千葉市障害者日常生活用具費支給等事業、又は高齢者おむつ給付事業によるおむつ給付等を受けていない者。

(4) 生活保護法（昭和25年法律144号）による保護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に定める支援給付を受けていない者。

（申請）

第4条 おむつの給付を受けようとする者は、在宅重度心身障害者おむつ給付申請書（様式第1号）に、市が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）の中から1つの業者を選定し、おむつ給付等事業配達相談連絡票（様式第2号）を添付して、市長に申請しなければならない。また、第2条第1項第1号又は第3号に該当する者は、障害者の状況（様式第1号別紙）も併せて添付しなければならない。

（決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、おむつの給付の可否を決定し、在宅重度心身障害者おむつ給付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、給付決定した申請書を受理した日が、当該月の1日から10日（土日祝日の場合はその前日）までにあつては当該月から、11日から末日までにあつては当該月の翌月からそれぞれおむつの給付を開始するものとする。ただし、申請内容に不備があった場合は、不備が解消した日を、申請書を受理した日とみなすものとする。

（給付）

第6条 おむつの給付は、納入業者により行うものとする。

2 市長は前条第1項によりおむつの給付を決定したときは、在宅重度心身障害者おむつ給付依頼書（様式第4号）により業者に通知し、おむつの給付を依頼するものとする。

3 納入業者は前項の依頼を受けたときは、前条第1項の規定によるおむつの給付の決定を受けた在宅重度心身障害者（以下「利用者」という。）に月1回おむつを配達するものとする。

（費用の負担）

第7条 市は、おむつの購入に要する費用について、月額8,000円を基準額としてその9割（その金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。）を給付するものとする。

2 利用者は、前項に定める基準額のうちの1割（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる）、及び基準額を超えておむつを納入業者から購入した場合は、前項基準額との差額の全額を支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に定める基準額よりおむつの購入に要する費用の方が安価な場合は、おむつ購入に要する費用を基準額とする。

（費用の支払い）

第8条 納入業者は利用者におむつを配達した月の翌月10日までに、市長あてに前条に定める市負担分の代金を請求するものとする。

2 市長は、業者からおむつの給付に係る費用の額の請求があったときは、審査のうえこれを支払うものとする。

3 利用者は納入業者からおむつの配達を受ける都度、前条第2項に定める利用者負担額及び差額を納入業者に支払うものとする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、紙おむつを適切な方法で処分しなければならない。

（変更）

第10条 利用者は、氏名、住所、おむつの種類、又は給付を受ける納入業者を変更しようとするときは、在宅重度心身障害者おむつ給付変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、在宅重度心身障害者おむつ給付変更決定通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとし、在宅重度心身障害者おむつ給付依頼書（様式第4号）により納入業者に通知するものとする。また、申請が納入業者の変更に係るものであった場合は、変更前の納入業者へも通知するものとする。

3 前項の規定により、利用者が給付を受ける納入業者若しくはおむつの種類の変更をした場合は、変更申請書を受理した日が、当該月の1日から10日（土日祝日の場合はその前日）までにあつては、当該月から、11日から末日までにあつては当該月の翌月から変更を認めるものとする。

（所得状況調査）

第11条 市長は、毎年7月に、利用者及び扶養義務者等の所得状況について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、利用者が第3条第1号に該当しない場合、又は利用者若しくは扶養義務者等の所得状況が確認できない場合は、おむつの給付の決定を取り消し、在宅重度心身障害者おむつ給付受給資格喪失通知書（様式第8号）により利用者に通知するものとし、在宅重度心身障害者おむつ給付依頼書（様式第4号）により納入業者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく給付の取り消しは、当該年度の8月から適用すること

とする。

(受給資格の喪失)

第12条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、在宅重度心身障害者おむつ給付受給資格喪失届(様式第7号)により市長に届出なければならない。

(1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) おむつの給付を辞退するとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、受給資格の喪失を決定したときは、在宅重度心身障害者おむつ給付受給資格喪失通知書(様式第8号)により利用者に通知するものとし、在宅重度心身障害者おむつ給付依頼書(様式第4号)により納入業者に通知するものとする。

(取消)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、おむつの給付の決定を取り消すことができる。

(1) 前条第1項第1号又は第2号に該当するとき。

(2) 偽り、又は不正の手段によりおむつの給付を受けたとき。

(3) 第7条第2項に定めるおむつ代を納入業者に支払わないとき。

2 市長は、前項の規定によりおむつの給付の決定を取り消したときは、在宅重度心身障害者おむつ給付受給資格喪失通知書(様式第8号)により、利用者に通知するものとし、在宅重度心身障害者おむつ給付依頼書(様式第4号)により納入業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項により、取り消しをしたときは、利用者に給付したおむつの代金の返還を請求することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前におむつ給付の決定を受けた者については、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に限り、第6条中「月額8,400円」を「月額10,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前要綱第5条の規定に基づき給付の決定を受けている者については、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に限り、改正前要綱の規定に基づき給付する。ただし、施行日以降に千葉市障害者日常生活用具費支給等事業の紙おむつの受給者となった場合は、この要綱に基づくおむつ給付の受給資格を喪失する。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前要綱第5条の規定に基づき給付の決定を受けている者のうち、改正後の要綱に基づき助成を受けようとする者は、第4条の規定に基づき市長に給付の申請をしなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 この要綱の規定に関わらず、平成27年3月11日から平成27年3月31日までの間に当該月分の給付の決定を行う場合については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前要綱第5条の規定に基づき給付の決定を受けている者及び附則2に基づき給付の決定を受けている者については、平成27年4月1日以降も継続しておむつの給付を受ける場合に限り、平成27年4月分より、改正後の要綱に基づき、給付の決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。ただし、様式第3号、第6号及び第8号については、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。